

平成29年度 後期 技能検定

(国 家 検 定)

受 検 案 内

技能検定は、職業能力開発促進法に基づいて、皆さんが持っている技能や知識を一定の基準によって検定することにより、皆さんの技能と社会的地位がより一層向上することを目的として、実施する**国家検定**です。

技能検定は、職種ごとに特級、1級、2級、3級および単一等級に区分して、**実技試験**および**学科試験**によって行います。

技能検定合格者には、**厚生労働大臣名**(特級、1級、単一等級)または**福井県知事名**(2級、3級)の合格証書が交付され、職業能力開発促進法に基づいて**技能士**と称することができます。

【お知らせ】

平成29年度 後期 から 技能検定を受けようとする全ての方は、本人確認書類の写し等の添付（提出）をお願いいたします。

※ 詳しくは「1 技能検定概要」をご確認ください。

実 施 日 程

受検申請受付期間	平成29年10月2日(月) から10月13日(金) まで
実技試験	問題公表 平成29年11月27日(月)
	実施日 平成29年12月4日(月) から 平成30年2月18日(日) まで
学科試験	平成30年1月21日(日) // 1月28日(日) // 2月4日(日)
合格発表	平成30年3月16日(金)

福 井 県
福井県職業能力開発協会

1 平成29年度 後期 技能検定概要

※実施職種、受験資格等は3ページ目から

項 目	内 容							
受 付 日 時	平成29年10月2日(月) から10月13日(金) まで ※土・日・祝日を除く。 最終日をさけて早めに提出してください。郵送の場合、最終日までの消印のあるものを受け付けします。							
受 付 場 所	福井県職業能力開発協会 福井市松本 3-16-10 (福井県職員会館ビル 4F) TEL : 0776-27-6360							
受 検 申 請 書 類 等	<p>本人確認書類 (写し等)</p> <p>技能検定を受けようとする全ての申請者は、本人確認書類として、以下のいずれかの書類の写し等を必ず添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 運転免許証、個人番号カード (個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること) その他の日本の官公庁が発行した身分証明書 (氏名および生年月日が確認できるものに限る。) ② 特別永住者証明書、在留カード ③ 健康保険被保険者証 ④ 生徒手帳、学生証 (氏名および生年月日が確認できるものに限る。) ⑤ 外国政府が発行した旅券 (写真欄および日本国査証欄) 							
	<p>受験申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記入上の注意 (申請書裏面) をよく読み、正確に記入してください。 実技試験または学科試験の免除を受けようとするときは、「試験の免除」の欄に所定の事項を記入するとともに、その資格を証する書面 (写しでも差し支えない。) を添付してください。 ・記入の無い場合、またはその資格を証する書面の添付がない場合は、後日、免除資格があることが判明しても免除は受けられません。 ・実技試験および学科試験の両方の免除申請をする場合は、前期、後期の受付期間に限り、実施公示されていない職種・作業であっても申請できます (手数料、写真はいりません。) ・申請書の提出後に住所等に変更があった場合は、速やかに連絡してください。 ・受験者が少ない場合 (2名以内) は、他府県で受験していただくことがあります (他府県でも実施しない場合は取り止めることがあります。) <p>※取り止めた場合は、受験手数料を返還します。</p>							
	<p>写 真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タテ5 cm × ヨコ4 cmの大きさと、正面脱帽半身像の写真2枚を所定のところに貼ってください。 ・実技試験または学科試験の免除を受けようとする方は、写真1枚をどちらかに貼ってください。 							
	<p>受験手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2級または3級の実技試験を受検する、35歳未満 (平成29年4月1日時点) の方は受験手数料が減免されます。 <p>※詳しくは「2 受験手数料減免措置」をご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手数料は、受験申請と同時に納入してください。 ・郵送にて受験申請手続きをされる方は、申請書と手数料を現金書留でお送りください。 ・振り込みを希望される方は、下記の口座に振り込んでください (振込手数料は負担願います。) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【振り込み先】 口座名義：福井県職業能力開発協会 振込口座：福井銀行 県庁支店 普通預金 口座番号 0001064</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・受験申請書を受理した後は、受験手数料は返還できません。 							
実 技 試 験	<p>問題公表</p> <p>平成29年11月27日(月) 全国一斉に公表されます。 受験者には実技試験問題を送付します (全国統一実施の職種は概要のみ送付)。</p>							
	<p>試験日時および会場</p> <p>平成29年12月4日(月)～平成30年2月18日(日)の実施期間のうち、技能検定受験票で通知する日時および会場</p>							
	<p>試験内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実技試験には、製作等作業試験、判断等試験、計画立案等作業試験の3種類があり、職種によっては2種類の試験を実施します。 ・実技試験問題、実技試験問題概要および受験票で内容を確認してください。 <p>※実技試験として2種類の試験を実施する職種については、2種類とも受験しなければなりません。</p>							
学 科 試 験	<p>試験日時および会場</p> <p>平成30年1月21日(日) 平成30年1月28日(日) 平成30年2月4日(日) のいずれか1日。 ・日時および会場は、技能検定受験票で通知します。</p>							
	<p>試験方法</p> <p>マークシート方式により実施します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>等 級</th> <th>形 式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特 級</td> <td>「多肢択一法」</td> </tr> <tr> <td>1・2級、単一等級</td> <td>「真偽法」と「多肢択一法」の併用</td> </tr> <tr> <td>3 級</td> <td>「真偽法」</td> </tr> </tbody> </table>	等 級	形 式	特 級	「多肢択一法」	1・2級、単一等級	「真偽法」と「多肢択一法」の併用	3 級
等 級	形 式							
特 級	「多肢択一法」							
1・2級、単一等級	「真偽法」と「多肢択一法」の併用							
3 級	「真偽法」							

項 目	内 容
合格発表	発 表 日 平成 30 年 3 月 16 日（金）
	発 表 方 法 ・技能検定合格者は、福井県庁 1 階に受検番号を掲示します。 また、福井県庁のホームページでも受検番号を掲載します。 ・技能検定合格者には産業労働部労働政策課から、不合格者(実技試験または学科試験のどちらか一方のみの合格者を含む。)には当協会から通知します。 ※合格発表を確認するために、受検票は大切に保管してください。
試験結果の開示	開示の内容等 福井県個人情報保護条例第 24 条第 1 項の規定に基づき、技能検定不合格者本人からの請求に対し、試験の得点を口頭により開示します。 (個別の問題の正誤については開示できません。)
	開 示 期 間 合格発表の日から 1 か月間（午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで） ※土・日曜日および祝日を除く。
	開 示 場 所 福井県産業労働部労働政策課（福井県庁 4 階）
	開示に必要な書類 受検票または受検者本人であることを確認できる身分証明書 (運転免許証、パスポート等の顔写真付きの証明書)

2 受検手数料減免措置

平成 29 年度 後期 から技能検定（実技試験）受検手数料が減免となります。

◆ 減免の対象となる方

- (1) 2 級または 3 級の実技試験を受検する方
- (2) 35 歳未満の方（受検する年度の 4 月 1 日において、35 歳に達していない方）
※平成 29 年度 後期 受検の場合：昭和 57 年 4 月 2 日以降に生まれた方
- (3) 出入国管理および難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の上欄の在留資格をもって在留する者以外の方

※（1）～（3）の要件を全て満たす場合に対象となります。

※ 技能五輪全国大会の福井県予選に参加する方も対象となります（技能検定の受検申請と同時に申し込む場合に限る。）。

◆ 2・3 級 実技試験 受検手数料

区分	35 歳以上の方	35 歳未満の方
	(平成 29 年 4 月 1 日時点)	
技能検定実技試験 (下記の職種を除く)	17,900 円	8,900 円
機械検査	14,900 円	5,900 円
テクニカルイラストレーション 機械・プラント製図	13,100 円	4,100 円
高等学校等の在校生が 3 級の実技試験を受検する場合（一律）	2,900 円	

※ ただし、以下の方は対象となりません。

- ・ 出入国管理および難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第 1 の上欄の在留資格をもって在留する者。
(外国人技能実習生 等)

3 実施職種

(1) 特 級

職 種	受検手数料		学科試験 および 実技試験日	職 種	受検手数料		学科試験 および 実技試験日
	実 技	学 科			実 技	学 科	
鋳 造	17,900	3,100	平成30年 1月28日(日)	半 導 体 製 品 製 造	17,900	3,100	平成30年 1月28日(日)
金 属 熱 処 理				プ リ ン ト 配 線 板 製 造			
機 械 加 工				自 動 販 売 機 調 整			
放 電 加 工				光 学 機 器 製 造			
金 型 製 作				内 燃 機 関 組 立 て			
金 属 プ レ ス 加 工				空 気 圧 装 置 組 立 て			
工 場 板 金				油 圧 装 置 調 整			
め っ き				建 設 機 械 整 備			
仕 上 げ				婦 人 子 供 服 製 造			
機 械 検 査				紳 士 服 製 造			
ダ イ カ ス ト				プ ラ ス チ ッ ク 成 形			
電 子 機 器 組 立 て				パ ン 製 造			
電 気 機 器 組 立 て							

(2) 1 級および2 級

職 種	作 業	受検手数料		学科試験日			実技試験の統一実施日および内容	
		実 技	学 科	1/21	1/28	2/4		
さ く 井	パーカッション式さく井工事	17,900	3,100		○		1月14日(日)実技試験の全部	
	ロータリー式さく井工事				○		1月14日(日)実技試験の全部	
工 場 板 金	機 械 板 金				○			
	数値制御タレットパンチプレス板金				○			
機 械 検 査	機 械 検 査	14,900		○			1月21日(日)計画立案等作業試験	
電 気 機 器 組 立 て	シ ー ケ ン ス 制 御	17,900		○			1月21日(日)計画立案等作業試験	
空 気 圧 装 置 組 立 て	空 気 圧 装 置 組 立 て					○	1月14日(日)実技試験の全部	
油 圧 装 置 調 整	油 圧 装 置 調 整				○		1月28日(日)計画立案等作業試験	
農 業 機 械 整 備	農 業 機 械 整 備				○		1月28日(日)計画立案等作業試験	
冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工	冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工				○		1月28日(日)計画立案等作業試験	
プ ラ ス チ ッ ク 成 形	射 出 成 形 <small>※受検申請者が所属する事業所等での 実技試験実施を基本として受付します。</small>				実技のみ実施			
菓 子 製 造	和 菓 子 製 造						○	
建 築 大 工	大 工 工 事			17,900			○	
か わ ら ぶ き	か わ ら ぶ き						○	
配 管	建 築 配 管			○			1月21日(日)計画立案等作業試験	
	プ ラ ン ト 配 管		○			1月21日(日)計画立案等作業試験		
厨 房 設 備 施 工	厨 房 設 備 施 工			○		1月28日(日)1級のみ計画立案等作業試験		
型 枠 施 工	型 枠 工 事		○			1月21日(日)1級のみ計画立案等作業試験		
鉄 筋 施 工	鉄 筋 施 工 図 作 成				○	1月14日(日)製作等作業試験		
	鉄 筋 組 立 て				○			
コ ン ク リ ー ト 圧 送 施 工	コ ン ク リ ー ト 圧 送 工 事				○	1月14日(日)実技試験の全部		

職 種	作 業	受検手数料		学科試験日			実技試験の統一実施日および内容	
		実 技	学 科	1/21	1/28	2/4		
防 水 施 工	合成ゴム系シート防水工事	17,900	3,100		○			
	塩化ビニル系シート防水工事				○			
	改質アスファルトシート-チ工法防水工事				○			
ガ ラ ス 施 工	ガ ラ ス 工 事			○			1月21日(日)1級のみ計画立案等作業試験	
機 械・プ ラ ン ト 製 図	機 械 製 図 手 書 き	13,100			○			1月21日(日)製作等作業試験
	機 械 製 図 C A D				○			1月21日(日)製作等作業試験
塗 装	鋼 橋 塗 装	17,900					○	
工 業 包 装	工 業 包 装							○

(3) 単一等級

職 種	作 業	受検手数料		学科試験日			実技試験の統一実施日および内容
		実 技	学 科	-	1/28	2/4	
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事	17,900	3,100	-		○	
バルコニー施工	金属製バルコニー工事			-	○		

(4) 3級

職 種	作 業	受検手数料		学科試験日			実技試験の統一実施日および内容		
		実 技	学 科	1/21	1/28	2/4			
機 械 加 工	普 通 旋 盤	17,900 (11,900)	3,100			○			
機 械 検 査	機 械 検 査	14,900 (9,900)					○		
電 気 機 器 組 立 て	シ ー ケ ン ス 制 御	17,900 (11,900)			○				
建 築 大 工	大 工 工 事							○	
配 管	建 築 配 管				○				
型 枠 施 工	型 枠 工 事				○				
鉄 筋 施 工	鉄 筋 組 立 て							○	
機 械・プ ラ ン ト 製 図	機 械 製 図 手 書 き			13,100 (8,700)			○		1月21日(日)製作等作業試験
	機 械 製 図 C A D				○		1月21日(日)製作等作業試験		

※ () 内の受検手数料は、大学・専門学校・高等学校等の在學生・在校生に限る。

(注) 1 学科試験解答に当たって適用すべき法令、規格等について

平成29年度(後期)技能検定学科試験における関係法令、JIS等の各種規格等の記載に基づく出題については、原則として、平成29年4月1日時点で施行されている内容に基づくものとします。ただし、職種(作業)ごとに、実作業の現場における普及状況等を勘案し、一般的に使用されている従前の施行内容に基づく場合もあります。

4 技能検定の受検資格一覧表

(単位:年)

受 検 対 象 者 (※1)	特 級	1 級			2 級		3 級	単一等級
	受検に必要な実務経験年数							
	1 級 合格後	直接1級 を受検	2 級 合格後	3 級 合格後	直接2級 を受検	3 級 合格後	3 級 (※7)	単一等級
実務経験のみ		7				2	0 (※8)	3
専門高校卒業※2 専修学校(大学入学資格付与課程に限る) 卒業		6				0	0	1
短大・高専・高校専攻科卒業※2 専修学校(大学編入資格付与課程に限る) 卒業		5				0	0	0
大学卒業※2 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る) 卒業		4	2	4	0		0	0
専修学校※3または各種 学校卒業(厚生労働大臣 が指定したものに限る。)	800h以上	6			0		0 (※9)	1
	1600h以上	5			0		0 (※9)	1
	3200h以上	4			0		0 (※9)	0
短期課程の普通職業訓練 修了※4	700h以上	6			0		0 (※6)	1
普通課程の普通職業訓練 修了※4	2800h未満	5			0		0	1
	2800h以上	4			0		0	0
専門課程または特定専門課程の高度職業訓練修了※4		3	1	2	0		0	0
応用課程または特定応用課程の高度職業訓練修了			1		0		0	0
長期課程または短期養成課程の指導員養成訓練修了			1(※5)		0 (※5)		0	0
職業訓練指導員免許取得			1		—	—	—	0
長期養成課程の指導員養成訓練修了			0		0	0	0	0

※1 職種に関する学科、訓練科または免許職種に限る。

※2 学校教育法による大学、短期大学または高等学校と同等以上と認められる外国の学校または他法令学校を卒業した者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。

※3 大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程および大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。

※4 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程または特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練または専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。

また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練または職業転換課程の能力再開発訓練(いずれも800時間以上のものに限る。)を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程または短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。

※5 短期養成課程の指導員訓練の修了者については、訓練修了後に行われる能力審査(職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める審査)に合格しているものに限る。

※6 総訓練時間が700時間未満のものを含む。

※7 3級の技能検定については、上記のほか、職種に関する学科に在学する者および職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者等も受検できる。

※8 職種に関し実務経験を有する者について、受検資格を認めることとする。

※9 当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。

5 技能検定の免除一覧表

(1) 技能検定関係（同一の職種に限る。）

対 象 者		技能検定の免除の範囲					備考
		特 級	1 級	2 級	3 級	単一等級	
特 級	実技試験のみ合格	実技の全部	—	—	—	—	※1
	学科試験のみ合格	学科の全部	—	—	—	—	※1
1 級	技能検定合格	—	学科の全部			—	
	実技試験のみ合格	—	実技の全部			—	※2
	学科試験のみ合格	—	学科の全部			—	※2
2 級	技能検定合格	—	—	学科の全部		—	
	実技試験のみ合格	—	—	実技の全部		—	※2
	学科試験のみ合格	—	—	学科の全部		—	※2
3 級	技能検定合格	—	—	—	学科の全部	—	
	実技試験のみ合格	—	—	—	実技の全部	—	※2
	学科試験のみ合格	—	—	—	学科の全部	—	※2
単一等級	技能検定合格	—	—	—	—	学科の全部	
	実技試験のみ合格	—	—	—	—	実技の全部	※2
	学科試験のみ合格	—	—	—	—	学科の全部	※2

※1：実技試験または学科試験に合格した日から5年間有効

※2：選択科目のある職種の場合には、同一の選択科目に限る。

(2) 職業能力開発行政関係（職種に関する訓練科または免許職種に限る。）

対 象 者			技能検定の免除の範囲					備考
			特 級	1 級	2 級	3 級	単一等級	
指導員試験合格または指導員免許取得			—	学科の全部			学科の全部	
応用課程または特定応用課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後	5年	学科の全部			学科の全部		
	実務経験年数	2年	—	学科の全部			学科の全部	
専門課程または特定専門課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後	4年	—	学科の全部		学科の全部		
		1年	—	学科の全部		学科の全部		
	実務経験年数	—	—	学科の全部		—		
普通課程の普通職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後2年(2800h以上なら1年)の実務経験		—	—	学科の全部		学科の全部	
	—		—	—	学科の全部		—	
短期課程の普通職業訓練について修了時試験合格かつ修了	1級技能士コース		—	学科の全部			—	
	2級技能士コース		—	—	学科の全部		—	
	単一等級技能士コース		—	—	—	—	学科の全部	
中央技能検定委員2年以上			—	実技の全部および学科の全部			実技の全部 学科の全部	※1
都道府県技能検定委員2年以上			—	実技の全部			実技の全部	※1
技能五輪全国大会における技能証			—	実技の全部	—	—	実技の全部	
技能五輪地方大会における技能証			—	—	実技の全部		—	※2
全国障害者技能競技大会	実技部門の技能証		—	—	実技の全部		—	※2
	学科部門の技能証		—	—	学科の全部		—	※2

※1：選択科目がある職種の場合には、同一の選択科目に限る。

※2：平成16年10月21日が有効期限内である技能証は、その有効期限が過ぎたものであっても有効

(3) 他法令等関係

対 象 者		技能検定の免除の範囲					備考
		特 級	1 級	2 級	3 級	単一等級	
製菓衛生師法による製菓衛生師試験に合格した者		—	菓子製造職種に係る学科試験のうち食品一般および菓子一般			—	—
建築士法による1級建築士試験もしくは2級建築士試験に合格した者または1級建築士もしくは2級建築士の免許を受けた者		—	建築大工職種およびブロック建築職種に係る学科試験の全部			—	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部
建築士法による木造建築士試験に合格した者または木造建築士の免許を受けた者		—	建築大工職種に係る学科試験の全部			—	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部
東京商工会議所が行う和裁の技能検定	1級の技能検定	—	和裁職種に係る実技試験の全部			—	—
	2級の技能検定	—	—	和裁職種に係る実技試験の全部		—	—

平成29年度(後期) 技能検定 実技試験問題の概要

平成29年度(後期)技能検定実技試験問題の概要は次のとおりですが、試験時間・試験内容につきましては一部変更される場合もあります。(最新の状況については中央協会HPをご参照下さい。)

なお、試験時間について、「試験時間 ○時間○分」と記載されている場合は、試験開始から終了までの作業可能な時間を表しています。一方、「標準時間 ○時間○分 打ち切り時間 ○時間○分」と記載されている場合は、打ち切り時間まで作業可能ですが、標準時間を超過した時間数に応じて減点されます。

また、「免許又は技能講習」のマークがあるものは、試験当日、労働安全衛生法第61条第1項又は道路交通法第84条に基づく資格証等(例:ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証、自動車運転免許証)を携帯していなければ、原則として試験を受検することができない他、「特別教育」のマークがあるものは、試験当日、労働安全衛生法第59条第3項に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しを提示するか又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることを別途指定する様式により申告していただきます。

[A 特級]

以下の25職種について、次に掲げる計画立案等作業試験(旧:ペーパーテスト)を行う。

計画立案等作業試験は、工程管理、作業管理、品質管理、原価管理、安全衛生管理、作業指導及び設備管理について行う。

試験時間 3時間

- | | |
|--------------|----------------|
| A1. 鋳造 | A14. 半導体製品製造 |
| A2. 金属熱処理 | A15. プリント配線板製造 |
| A3. 機械加工 | A16. 自動販売機調整 |
| A4. 放電加工 | A17. 光学機器製造 |
| A5. 金型製作 | A18. 内燃機関組立て |
| A6. 金属プレス加工 | A19. 空気圧装置組立て |
| A7. 工場板金 | A20. 油圧装置調整 |
| A8. めっき | A21. 建設機械整備 |
| A9. 仕上げ | A22. 婦人子供服製造 |
| A10. 機械検査 | A23. 紳士服製造 |
| A11. ダイカスト | A24. プラスチック成形 |
| A12. 電子機器組立て | A25. パン製造 |
| A13. 電気機器組立て | |

[B 1・2級]

B1. さく井(パーカッション式さく井工事業業)

1級 次に掲げる判断等試験(旧:要素試験)及び計画立案等作業試験(旧:ペーパーテスト)を行う。

- (1) 判断等試験は、地層の鑑定及びコンダクタの管尻の止め位置の判定、ワイヤロープの耐力の判定、泥水及び充てん砂利の選定について行う。

試験時間 20分

- (2) 計画立案等作業試験は、掘さく地質、使用機器の判定、揚水試験等について行う。

試験時間 1時間30分

2級 次に掲げる判断等試験(旧:要素試験)及び計画立案等作業試験(旧:ペーパーテスト)を行う。

- (1) 判断等試験は、地層の鑑定及びコンダクタの管尻の止め位置の判定、ワイヤロープの耐力の判定、泥水及び充てん砂利の選定について行う。

試験時間 25分

- (2) 計画立案等作業試験は、掘さく地質、使用機器の判定、揚水試験等について行う。

試験時間 1時間30分

B2. さく井(ロータリー式さく井工事業業)

1級 次に掲げる判断等試験(旧:要素試験)及び計画立案等作業試験(旧:ペーパーテスト)を行う。

- (1) 判断等試験は、泥水の比重等の測定、地層の鑑定及びコンダクタの管尻の止め位置の判定、泥水及び充てん砂利の選定について行う。

試験時間 24分

- (2) 計画立案等作業試験は、掘さく地質、使用機器の判定、揚水試験等について行う。

試験時間 1時間30分

2級 次に掲げる判断等試験(旧:要素試験)及び計画立案等作業試験(旧:ペーパーテスト)を行う。

- (1) 判断等試験は、泥水の比重等の測定、地層の鑑定及びコンダクタの管尻の止め位置の判定、泥水及び充てん砂利の選定について行う。

試験時間 30分

- (2) 計画立案等作業試験は、掘さく地質、使用機器の判定、揚水試験等について行う。

試験時間 1時間30分

B7. 工場板金(機械板金作業)

特別教育

1級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。

シャー及びプレスブレイキの板金加工用機械、スポット溶接機、板金加工用工具等を使用し、冷間圧延鋼板(SPCC 厚さ1.2mm)を加工して、組み合わせ可能な段差のあるC形の製品(ボディ及びカバー)を製作する。

標準時間 60分 打ち切り時間 70分

2級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。

シャー及びプレスブレイキの板金加工用機械、スポット溶接機、板金加工用工具等を使用し、冷間圧延鋼板(SPCC 厚さ1.2mm)を加工して、組み合わせ可能なC形の製品(ボディ及びカバー)を製作する。

標準時間 45分 打ち切り時間 55分

(注) 1、2級とも、動力プレス機械の金型の取付け等の作業に関し労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しの提示、又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることの申告を要する。

B8. 工場板金(数値制御タレットパンチプレス板金作業) 特別教育

1級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。

作業1 課題図面に基づき展開図、NCデータ、プログラムリストを作成する。

自動プログラミング装置(CAD/CAM)を使用する場合

標準時間 1時間30分 打ち切り時間 2時間

自動プログラミング装置(CAD/CAM)を使用しない場合(マニュアルでGコードを作成する場合)

標準時間 3時間 打ち切り時間 3時間30分

作業2 A 作業1で作成したNCデータにより数値制御タレットパンチプレスによる打抜きを行った後、テーブル上でクランプを解放する。

B 追加図面に従って、作業2Aで作成した製品にMDI又はプログラム入力により穴加工を追加する。

標準時間 40分 打ち切り時間 50分

2級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。

作業1 課題図面に基づき、展開図、NCデータ、プログラムリストを作成する。

自動プログラミング装置(CAD/CAM)を使用する場合

標準時間 1時間30分 打ち切り時間 2時間

自動プログラミング装置(CAD/CAM)を使用しない場合(マニュアルでGコードを作成する場合)

標準時間 2時間30分 打ち切り時間 3時間

作業2 A 作業1で作成したNCデータにより、数値制御タレットパンチプレスによる打抜きを行った後、テーブル上でクランプを解放する。

B 追加図面に従って、作業2Aで作成した製品にMDI又はプログラム入力により穴加工を追加する。

標準時間 40分 打ち切り時間 50分

(注) 1、2級とも、動力プレス機械の金型の取付け等の作業に関し労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しの提示、又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることの申告を要する。

B12. 機械検査(機械検査作業)

1級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)及び計画立案等作業試験(旧:ペーパーテスト)を行う。

(1) 製作等作業試験

①外側マイクロメータ、ノギス、ハイトゲージ及びシリンダゲージを用いた部品の寸法測定(26箇所)を行う。

試験時間 13分

②歯厚マイクロメータを用いた歯車のまたぎ歯厚測定を行う。

試験時間 5分

③三針法によるねじプラグゲージの有効径測定を行う。

試験時間 3分

④外側マイクロメータの性能判定(ブロックゲージによる指示誤差(器差)及び平行度測定)を行う。

試験時間 8分

(2) 計画立案等作業試験は、複雑な形状の部品の精密測定の際の段取り方法、測定方法及び計算式について記述式等で行う問題と品質管理の問題により行う。

試験時間 2時間

2級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)及び計画立案等作業試験(旧:ペーパーテスト)を行う。

(1) 製作等作業試験

①外側マイクロメータ、ノギス、ハイトゲージ及びシリンダゲージを用いた部品の寸法測定(21箇所)を行う。

試験時間 11分

②歯厚マイクロメータを用いた歯車のまたぎ歯厚測定を行う。

試験時間 5分

③三針法によるねじプラグゲージの有効径測定を行う。

試験時間 3分

④外側マイクロメータの指示誤差(器差)測定(ブロックゲージ使用)を行う。

試験時間 6分

(2) 計画立案等作業試験は、単純な形状の部品の精密測定の際の段取り方法、測定方法及び計算式について記述式等で行う問題と品質管理の問題により行う。

試験時間 1時間45分

B13. 電気機器組立て(シーケンス制御作業)

1級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)及び計画立案等作業試験(旧:ペーパーテスト)を行う。

(1) 製作等作業試験は、指示された仕様に基づいて配線作業を行い、回路を完成させた後、プログラマブルコントローラ(PLC)にプログラムを入力し作動させる。

標準時間 2時間10分 打ち切り時間 2時間30分

(2) 計画立案等作業試験は、プログラマブルコントローラ(PLC)のプログラミングとシステム設計に関することについて行う。

試験時間 1時間

2級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)及び計画立案等作業試験(旧:ペーパーテスト)を行う。

(1) 製作等作業試験は、指示された仕様に基づいて配線作業を行い、回路を完成させた後、プログラマブルコントローラ(PLC)にプログラムを入力し作動させる。

標準時間 2時間 打ち切り時間 2時間20分

(2) 計画立案等作業試験は、プログラマブルコントローラ(PLC)のプログラミングとシステム設計に関することについて行う。

試験時間 1時間

B24. 空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)

1級 次に掲げる判断等試験(旧:要素試験)及び計画立案等作業試験(旧:ペーパーテスト)を行う。

(1) 判断等試験は、空気圧回路図の判定、検出器(センサ)の判定、空気圧シリンダの判定等について行う。

試験時間 45分

(2) 計画立案等作業試験は、空気圧回路図の読図、装置の調整及び保守点検方法、空気圧装置に関する計算等について行う。

試験時間 2時間

2級 次に掲げる判断等試験(旧:要素試験)及び計画立案等作業試験(旧:ペーパーテスト)を行う。

(1) 判断等試験は、検出器(センサ)の判定、電磁弁の判定、空気圧機器の判定等について行う。

試験時間 45分

(2) 計画立案等作業試験は、簡単な空気圧回路図の読図、装置の調整及び保守点検方法、空気圧装置に関する計算等について行う。

試験時間 2時間

B25. 油圧装置調整(油圧装置調整作業)

1級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)及び計画立案等作業試験(旧:ペーパーテスト)を行う。

(1) 製作等作業試験は、油圧装置(ベースにブラケット2個)の据付け(心出し)を行う。

標準時間 1時間 打ち切り時間 1時間20分

(2) 計画立案等作業試験は、油圧回路図の読図及び作成、油圧装置の運転調整及び故障発見、油圧機器の機能等について行う。

試験時間 2時間

2級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)及び計画立案等作業試験(旧:ペーパーテスト)を行う。

(1) 製作等作業試験は、油圧装置（ベースにブラケット1個）の据付け（心出し）を行う。

標準時間 1時間 打ち切り時間 1時間20分

(2) 計画立案等作業試験は、油圧回路図の読図及び作成、油圧装置の運転調整及び故障発見、油圧機器の機能等について行う。

試験時間 2時間

B26. 農業機械整備（農業機械整備作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験（旧：作業試験）及び計画立案等作業試験（旧：ペーパーテスト）を行う。

(1) 製作等作業試験は、電気回路の不良箇所の判定、トラクタの不良箇所の整備、電気回路の配線、傾斜検出センサによる出力電圧の測定、トラクタのバッテリー電圧・充電電圧の測定及びトラクタの点検について行う。

試験時間 50分

(2) 計画立案等作業試験は、トラクタ、コンバイン、乾燥機等に関し、予防・保守整備、工数見積り及び溶接等の基礎技能について行う。また、乾燥機及びコンバインに関し、故障箇所の発見、故障箇所の整備、点検・調整及び機能の確認について行う。

試験時間 1時間

2級 次に掲げる製作等作業試験（旧：作業試験）及び計画立案等作業試験（旧：ペーパーテスト）を行う。

(1) 製作等作業試験は、電気回路の不良箇所の判定、電磁バルブの整備、電気回路の配線、インジェクションノズルの噴射圧力の調整、可変抵抗器による抵抗測定・回転角度測定、導線の導通テスト及び抵抗測定、トラクタの点検について行う。

試験時間 1時間5分

(2) 計画立案等作業試験は、トラクタ、コンバイン、乾燥機等に関し、予防・保守整備及び溶接等の基礎技能について行う。また、乾燥機及びコンバインに関し、故障箇所の発見、故障箇所の整備、点検・調整及び機能の確認について行う。

試験時間 1時間

B27. 冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

免許又は技能講習

1級 次に掲げる製作等作業試験（旧：作業試験）及び計画立案等作業試験（旧：ペーパーテスト）を行う。

(1) 製作等作業試験は、銅管及び継手を使用して、フレア加工、曲げ加工、ろう付け等により立体的な冷凍空調設備の配管作業及び気密試験を行う。

標準時間 1時間30分 打ち切り時間 2時間

(2) 計画立案等作業試験は、冷凍空気調和機器の機能、構造及び故障の発見等について行う。

試験時間 1時間30分

2級 次に掲げる製作等作業試験（旧：作業試験）及び計画立案等作業試験（旧：ペーパーテスト）を行う。

(1) 製作等作業試験は、銅管及び継手を使用して、フレア加工、曲げ加工、ろう付け等により平面的な冷凍空調設備の配管作業及び気密試験を行う。

標準時間 1時間30分 打ち切り時間 2時間

(2) 計画立案等作業試験は、冷凍空気調和機器の機能、構造及び故障の発見等について行う。

試験時間 1時間30分

(注) 製作等作業試験については、1、2級とも、労働安全衛生法に基づくガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面の携帯を要する。

B36. プラスチック成形（射出成形作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験（旧：作業試験）を行う。

指定された2種類の熱可塑性樹脂を用いて、射出成形により箱状の成形品を製作し、「成形収縮率計算票」及び「材料歩留り率計算票」を作成する。

標準時間 3時間10分 打ち切り時間 3時間40分

2級 次に掲げる製作等作業試験（旧：作業試験）を行う。

指定された2種類の熱可塑性樹脂を用いて、射出成形により箱状の成形品を製作し、成形品の寸法測定を行う。

標準時間 2時間30分 打ち切り時間 3時間

B42. 菓子製造（和菓子製造作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験（旧：作業試験）を行う。

作業1 織部模様の薯蕷饅頭5個を製造する。

作業2 練り切り製品（はさみ菊）1個を仕上げする。

作業3 羊かんの紋様埋め込み加工・餡すり込み加工及び扇形羊かんの包丁仕上げをする。

標準時間 3時間 打ち切り時間 3時間30分

2級 次に掲げる製作等作業試験（旧：作業試験）を行う。

作業1 小麦饅頭5個を製造する。

作業2 練り切り製品（斜めへら切り菊）4個を仕上げする。

作業3 だら焼きの皮10枚を製造する。

標準時間 1時間30分 打ち切り時間 1時間45分

B45. 建築大工（大工工事作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験（旧：作業試験）を行う。

振隅木小屋組の平面図、振隅木及び配付たる木の現寸展開図を作成し、木ごしらえ及び墨付けをした後、加工組立てを行う。

標準時間 5時間30分 打ち切り時間 5時間45分

2級 次に掲げる製作等作業試験（旧：作業試験）を行う。

柱建て四方転びの平面図、正面図、側面図及び柱の現寸展開図を作成し、木ごしらえ及び墨付けをした後、加工組立てを行う。

標準時間 5時間30分 打ち切り時間 5時間45分

B46. かわらぶき（かわらぶき作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験（旧：作業試験）を行う。

屋根下地に、引掛け棧葺きにより瓦葺きを行う。

なお、軒先には、一文字軒瓦を使用する。

標準時間 4時間 打ち切り時間 4時間30分

2級 次に掲げる製作等作業試験（旧：作業試験）を行う。

屋根下地に、引掛け棧葺きにより瓦葺きを行う。

なお、軒先には、万十軒瓦を使用する。

標準時間 4時間 打ち切り時間 4時間30分

B47. 配管（建築配管作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験（旧：作業試験）及び計画立案等作業試験（旧：ペーパーテスト）を行う。

- (1) 製作等作業試験は、給水配管図に従い、エルボ、T（チーズ）等の管継手を使用して配管用炭素鋼鋼管、水道用硬質ポリ塩化ビニル管及び銅管の組立てを行う。

標準時間 3時間30分 打ち切り時間 3時間50分

- (2) 計画立案等作業試験は、配管図から材料を拾い出して、材料表を作成する。

試験時間 2時間

2級 次に掲げる製作等作業試験（旧：作業試験）及び計画立案等作業試験（旧：ペーパーテスト）を行う。

- (1) 製作等作業試験は、給水配管図に従い、エルボ、T（チーズ）等の管継手を使用して配管用炭素鋼鋼管、水道用硬質ポリ塩化ビニル管及び銅管の組立てを行う。

標準時間 2時間30分 打ち切り時間 2時間50分

- (2) 計画立案等作業試験は、配管図から材料を拾い出して、材料表を作成する。

試験時間 2時間

B48. 配管（プラント配管作業） 免許又は技能講習（鋼管課題の場合）

特別教育（鋼管課題の場合）

1級 次に掲げる製作等作業試験（旧：作業試験）及び計画立案等作業試験（旧：ペーパーテスト）を行う。

- (1) 製作等作業試験は、配管用炭素鋼鋼管（3B）又は水道用硬質ポリ塩化ビニル管（呼び径75）等をエルボ、フランジ等の管継手で組み立て、アーク溶接の仮付け又は接着によりプラント配管系統の一部を製作する作業を行う。

標準時間 4時間 打ち切り時間 4時間30分

- (2) 計画立案等作業試験は、アイソメ図の作成及び作業手順、スプール図による工数等の見積りについて行う。

試験時間 2時間

2級 次に掲げる製作等作業試験（旧：作業試験）及び計画立案等作業試験（旧：ペーパーテスト）を行う。

- (1) 製作等作業試験は、配管用炭素鋼鋼管（2B・3B）又は水道用硬質ポリ塩化ビニル管（呼び径75・呼び径50）等をエルボ、フランジ等の管継手で組み立て、アーク溶接の仮付け又は接着によりプラント配管系統の一部を製作する作業を行う。

標準時間 3時間30分 打ち切り時間 4時間

- (2) 計画立案等作業試験は、配管図による材料取り及び現図型取りについて行う。

試験時間 2時間

（注）製作等作業試験で鋼管課題の場合

（鋼管課題とは、配管用炭素鋼鋼管を使用する製作等作業試験問題を示す。）

- ① 1、2級とも、労働安全衛生法に基づくガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面の携帯を要する。
- ② 1、2級とも、アーク溶接等の作業に関し労働安全衛生法に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本若しくは写しの提示、又は特別の教育と同等の知識及び技能を有していることの申告を要する。

B49. 厨房設備施工（厨房設備施工作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験（旧：作業試験）及び計画立案等作業試験（旧：ペーパーテスト）を行う。

- (1) 製作等作業試験は、ガステーブル、作業台、シンクの据付け等について行う。

標準時間 1時間30分 打ち切り時間 1時間45分

- (2) 計画立案等作業試験は、厨房設備の故障の診断、機器平面

図による使用機器及び寸法の判定等について行う。

試験時間 1時間

2級 次に掲げる製作等作業試験（旧：作業試験）を行う。

ガステーブル、作業台の据付け等について行う。

標準時間 1時間20分 打ち切り時間 1時間35分

B50. 型枠施工（型枠工事作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験（旧：作業試験）及び計画立案等作業試験（旧：ペーパーテスト）を行う。

- (1) 製作等作業試験は、型起こし台（合板パネル）上に基礎型枠（片側半分のもの）の下ごしらえ及び組立てを行う。

標準時間 5時間 打ち切り時間 5時間30分

- (2) 計画立案等作業試験は、躯体図及び仕様等に従い、型枠加工図（下ごしらえ図）に必要な寸法、パイプサポートの位置等について行う。

試験時間 2時間

2級 次に掲げる製作等作業試験（旧：作業試験）を行う。

型起こし台（合板パネル）上に基礎型枠（片側半分のもの）の下ごしらえ及び組立てを行う。

標準時間 5時間 打ち切り時間 5時間30分

B51. 鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験（旧：作業試験）を行う。

2階建て鉄筋コンクリート造の建築物の基礎伏図、はり・床伏図、各部断面リスト等に基づき、柱、大はり及び小ばりの鉄筋施工図並びに加工絵符の作成について行う。

試験時間 3時間

2級 次に掲げる製作等作業試験（旧：作業試験）を行う。

2階建て鉄筋コンクリート造の建築物のはり・床伏図、断面リスト等に基づき、スラブの鉄筋施工図並びに加工絵符の作成について行う。

試験時間 2時間30分

B52. 鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

1級 次に掲げる製作等作業試験（旧：作業試験）を行う。

曲げ加工した鉄筋を使用し、図面及び仕様に従い、基礎、柱及びはりの取合い部の鉄筋の組立てを行う。

標準時間 1時間40分 打ち切り時間 2時間10分

2級 次に掲げる製作等作業試験（旧：作業試験）を行う。

曲げ加工した鉄筋を使用し、図面及び仕様に従い、基礎、柱及びはりの取合い部の鉄筋の組立てを行う。

標準時間 1時間20分 打ち切り時間 1時間40分

B53. コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

1級 次に掲げる判断等試験（旧：要素試験）及び計画立案等作業試験（旧：ペーパーテスト）を行う。

- (1) 判断等試験は、写真、イラスト等を利用して、コンクリートポンプの関係部品の名称及び用途、ブーム付きコンクリートポンプ車の操作、フレッシュコンクリートの受入検査及び用途等について行う。

試験時間 50分

- (2) 計画立案等作業試験は、コンクリートの圧送条件、コンクリートの打込み、コンクリートポンプ車の設置等について行う。

試験時間 2時間

2級 次に掲げる判断等試験（旧：要素試験）及び計画立案等作業試験（旧：ペーパーテスト）を行う。

- (1) 判断等試験は、写真、イラスト等を利用して、コンクリートポンプの関係部品の名称及び用途、ブーム付きコンクリートポンプ車の操作、コンクリートポンプ車の不具合と原因等について行う。

試験時間 50分

- (2) 計画立案等作業試験は、コンクリートのポンプ圧送性、洗浄作業、コンクリートポンプ車の点検・整備等について行う。

試験時間 2時間

B55. 防水施工(合成ゴム系シート防水工事作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。
試験台の平場、立上がり及び貫通配管回りの各部に合成ゴム系シート防水を行う。

標準時間 2時間30分 打ち切り時間 3時間00分

- 2級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。
試験台の平場及び立上りの各部に合成ゴム系シート防水を行う。

標準時間 1時間40分 打ち切り時間 2時間10分

B56. 防水施工(塩化ビニル系シート防水工事作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。
試験台の平場、立上がり及び貫通配管回りの各部に接着工法及び機械的固定工法による塩化ビニル系シート防水を行う。

標準時間 1時間50分 打ち切り時間 2時間20分

- 2級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。
試験台の平場、立上りの各部に接着工法及び機械的固定工法による塩化ビニル系シート防水を行う。

標準時間 1時間50分 打ち切り時間 2時間20分

B57. 防水施工(改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。
試験台の平場、立上がり及び貫通配管回りの各部に改質アスファルトシートトーチ工法防水を行う。

標準時間 2時間 打ち切り時間 2時間30分

- 2級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。
試験台の平場及び立上りの各部に改質アスファルトシートトーチ工法防水を行う。

標準時間 2時間 打ち切り時間 2時間30分

B60. ガラス施工(ガラス工事作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)及び計画立案等作業試験(旧:ペーパーテスト)を行う。

- (1) 製作等作業試験は、与えられた試験台、図面等に基づいて、アルミサッシの組立て・取付け作業、板ガラスの切断・加工作業、板ガラスの方立法・弾性シーリング工法・グレイジングガスケット工法による板ガラスの取付け作業、建築窓ガラス用フィルムの貼付け作業、鏡を想定したガラスの原寸図の製図・切断・加工・貼付け作業を行う。

標準時間 2時間50分 打ち切り時間 3時間10分

- (2) 計画立案等作業試験は、立面図、建具詳細図等に基づき、適正なガラスの寸法、ガラス工事に必要な工事費の算出等について行う。

試験時間 1時間45分

- 2級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。
与えられた試験台、図面等に基づいて、アルミサッシの組立て・取付け作業、板ガラスの切断・加工作業、板ガラスの方立法・弾性シーリング工法・グレイジングガスケット工法による板ガラスの取付け作業、建築窓ガラス用フィルムの貼付け作業を行う。

標準時間 2時間20分 打ち切り時間 2時間40分

B61. 機械・プラント製図(機械製図手書き作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。
実技試験問題(計算問題を含む)及び課題図(機械装置を組み立てた状態の図面)から、指定された部品図を手書きにより作成する。

試験時間 5時間

- 2級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。
実技試験問題及び課題図(機械装置を組み立てた状態の図面)から、指定された部品図を手書きにより作成する。

試験時間 4時間

B62. 機械・プラント製図(機械製図CAD作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。
実技試験問題(計算問題を含む)及び課題図(機械装置を組み立てた状態の図面)から、指定された部品図をCADにより作成する。

試験時間 5時間

- 2級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。
実技試験問題及び課題図(機械装置を組み立てた状態の図面)から、指定された部品図をCADにより作成する。

試験時間 4時間

B66. 塗装(鋼橋塗装作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。

- (1) 電動工具及び手工具による旧塗膜除去作業
- (2) 塗料の調合作業
- (3) 旧塗膜を除去した面の塗装作業
- (4) 塗膜厚測定作業

試験時間 1時間

- 2級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。

- (1) 電動工具及び手工具による旧塗膜除去作業
- (2) 塗料の調合作業
- (3) 旧塗膜を除去した面の塗装作業

試験時間 50分

B69. 工業包装(工業包装作業)

- 1級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。

- 課題1 日本工業規格(JIS Z 1403)に準じたA形の枠組箱のうち、2形(密閉合板)の腰下、つま面及び3形(すかし)の側面の3面を製作し組み立てる。

標準時間 1時間30分 打ち切り時間 1時間50分

- 課題2 ポリエチレン加工紙を用いて、内装用防水袋を2個製作する。

標準時間 30分 打ち切り時間 40分

- 2級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。

- 課題1 日本工業規格(JIS Z 1402)に定める普通木箱1・C-5形を1個製作する。

標準時間 1時間 打ち切り時間 1時間20分

- 課題2 ポリエチレン加工紙を用いて、内装用防水袋を1個製作する。

標準時間 20分 打ち切り時間 30分

[C 単一等級]

C5. 樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)

単一等級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。
建築物外壁を想定した試験架台に、浮き部の穿孔及びエポキシ樹脂の注入作業、ひび割れ部の自動式低圧注入作業、ひび割れ部の Uカットシール材充填作業及び欠損部の補修の作業を行う。

標準時間 1時間40分 打ち切り時間 2時間

C6. バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

単一等級 次に掲げる判断等試験(旧:要素試験)及び計画立案等作業試験(旧:ペーパーテスト)を行う。

(1) 判断等試験は、図面、実物材料の写真等により、基礎材料の選定、取付け部材・部品の選定、バルコニーに関連する施工手順に対応する施工写真と作業内容の判定等について行う。

試験時間 36分

(2) 計画立案等作業試験は、バルコニー部材の確認、取付け寸法の算定、基礎材料の積算等について行う。

試験時間 1時間20分

[D 3級]

D2. 機械加工(普通旋盤作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。
普通旋盤(センチ間の最大距離が500~1500mm程度のもの)を使用し、 $\phi 60 \times 115$ mm程度の S45Cの材料1個及び $\phi 60 \times 55$ mm($\phi 25$ の穴のあいたもの)程度の S45Cの材料1個に、内外径削り、テーパ削り等の切削加工を行い、はめ合わせのできる部品を2個製作する。

なお、使用するバイトの品種は、超硬、ハイス、その他のものでもよい。

標準時間 2時間 打ち切り時間 2時間30分

D3. 機械検査(機械検査作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。
作業1 外側マイクロメータ、ノギス及びシリンダゲージを用いた部品の寸法測定(16箇所)を行う。

試験時間 16分

作業2 三針法によるねじプラグゲージの有効径を測定する。

試験時間 8分

作業3 外側マイクロメータの指示誤差(器差)測定(ブロックゲージ使用)を行う。

試験時間 10分

D6. 電気機器組立て(シーケンス制御作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。
指示された仕様に基づいて配線作業を行い、回路を完成させた後、プログラマブルコントローラ(PLC)にプログラムを入力し作動させる。

標準時間 1時間35分 打ち切り時間 1時間55分

D15. 建築大工(大工工事作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。
材料に直接墨付けした後、桁、はり、つか、むな桁及びたる木の加工組立てを行い、切り妻小屋組の一部を製作する。

標準時間 2時間45分 打ち切り時間 3時間

D16. 配管(建築配管作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。
給水配管図に従い、エルボ、T(チーズ)等の管継手を使用して配管用炭素鋼管及び水道用硬質ポリ塩化ビニル管の組立てを行う。

標準時間 2時間15分 打ち切り時間 2時間35分

D17. 型枠施工(型枠工事作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。
柱型枠の下ごしらえ、組立て、型起こし台(合板パネル)への建て込み作業を行う。

標準時間 1時間40分 打ち切り時間 2時間

D18. 鉄筋施工(鉄筋組立て作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。
曲げ加工した鉄筋を使用し、図面及び仕様に従い、基礎、柱及びはりの取合い部の鉄筋の組立てを行う。

標準時間 1時間30分 打ち切り時間 1時間50分

D21. 機械・プラント製図(機械製図手書き作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。
実技試験問題及び課題図(機械装置を組み立てた状態の図面)から、指定された部品図を手書きにより作成する。

試験時間 3時間

D22. 機械・プラント製図(機械製図CAD作業)

3級 次に掲げる製作等作業試験(旧:作業試験)を行う。
実技試験問題及び課題図(機械装置を組み立てた状態の図面)から、指定された部品図をCADにより作成する。

試験時間 3時間

〈記入例〉 学科試験免除の場合

技能検定受検申請書

技能検定を受けたいので申請します。

本人確認書類として、以下のいずれかの書類の写し等を必ず添付してください。
 運転免許証、個人番号カード（個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。その他の日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名および生年月日が確認できるものに限る。）
 特別永住者証明書、在留カード
 健康保険被保険者証
 生徒手帳、学生証（氏名および生年月日が確認できるものに限る。）
 外国政府が発行した旅券（写真機および日本国査証欄）
 (注) 添付する書類の「口」欄にチェックを入れてください。

福井県知事様 平成〇〇年〇〇月〇〇日 氏名 検定太郎

職種名	造園	受検番号	※
作業名	造園工事 作業		
等級区分	/ 級	(ふりがな)	
(ふりがな)	(姓) けん てい (名) たろう	住所	福井市松本3丁目16-10
氏名	検定太郎	同姓先	方 (TEL0776-27-6360)
生年月日	55年 6月 27日	※(協会記入欄)	
年齢および性別	平成 (満〇〇歳〇〇ヶ月) 男	受検料減免措置の適用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
学歴	〇〇高等学校 普通科	〇〇市〇〇町〇〇	H 8年4月~H14年3月 (3年〇ヶ月) 卒業
訓練歴	〇〇高等職業訓練校 造園科	〇〇市〇〇町〇〇	H11年4月~H12年3月 (1年〇ヶ月) 修了
職歴	〇〇造園(株)	〇〇市〇〇町〇〇	H12年4月~H19年4月 (7年1ヶ月) 造園工事
1,2,3級技能検定合格事項	等級・職種(作業名)	合格年月日および番号	受検資格判定
(裏面の記入上の注意の8を参照)	2級造園(作業)	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇〇〇〇〇号	※
試験の免除	試験の免除を受ける資格に関係ある試験・検定・免許等	合格証書または免許証等の交付年月日および番号	免除試験判定
実技試験		第 〇〇年 〇〇月 〇〇日 第 〇〇〇〇〇〇号	※
学科試験	1級造園(造園工事作業)学科試験合格	第 〇〇年 〇〇月 〇〇日 第 〇〇〇〇〇〇号	※
確認	ガス溶接作業主任者免許証 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	取得年月日	第 〇〇年 〇〇月 〇〇日
その他	ガス溶接技能講習修了証 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	番号	第 〇〇〇〇〇〇号
その他	本申請書に記入した個人情報、技能検定関係職種組合、関係事業所等に必要範囲で提供し、利用させることに同意します。 ※ 必ず、いずれかに○をしてください。		(1) い い え

実技試験写真票

(注) 実技試験を受検しない方は写真および記入は不要です。

職種名	造園	写真	(5cm×4cm)
作業名	造園工事 作業	申請前6ヶ月以内に撮影した正面顔半身像のものを貼付けること。なお写真の裏に、等級、作業名、氏名を記入のこと。	
等級区分	/ 級		
※	A甲 A丙 C		
氏名	検定太郎		
作業名	〇〇造園(株)		

領収書(控)

文書受領番号	※	職種(作業名)	造園 (造園工事 作業)
金額	円也	但し	技能検定(実技)試験受検料
			<input type="checkbox"/> 実技試験受検料減免対象
平成〇〇年〇〇月〇〇日		福井県職業能力開発協会	
		検定太郎様	

学科試験写真票

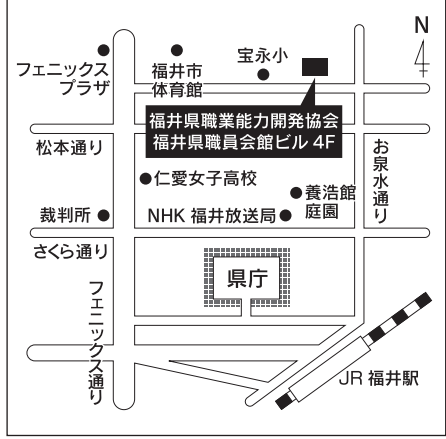
(注) 学科試験を受検しない方は写真および記入は不要です。

職種名		写真	(5cm×4cm)
作業名	作業	申請前6ヶ月以内に撮影した正面顔半身像のものを貼付けること。なお写真の裏に、等級、作業名、氏名を記入のこと。	
等級区分			
※	A甲 A乙 B		
氏名			
作業名			

領収書

職種(作業名)	造園 (造園工事 作業)
金額	円也
但し	技能検定(実技)試験受検料
	上記の通り確かに領収いたしました。
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
	福井県職業能力開発協会
	検定太郎様

所在地



お問い合わせは……

福井県産業労働部労働政策課
 〒910-0005 福井市大手3丁目17-1(4F)
 TEL(0776) 20-0388
 (0776) 21-1111 県庁内線2764

福井県職業能力開発協会
 〒910-0003 福井市松本3丁目16番10号
 (福井県職員会館ビル4F)
 TEL (0776)27-6360
 FAX (0776)27-2060